

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第4号

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例

四日市市職員定数条例（昭和36年四日市市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第2条関係）	
機関名	職員定数
市長の事務部局の職員	<u>1, 415人以内</u>
（略）	
教育委員会の事務部局の職員	<u>246人以内</u>
（略）	
合計	<u>3, 153人以内</u>

改正前	
別表（第2条関係）	
機関名	職員定数
市長の事務部局の職員	<u>1, 335人以内</u>
（略）	
教育委員会の事務部局の職員	<u>268人以内</u>
（略）	
合計	<u>3, 095人以内</u>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（総務部人事課）